

有明広域産業技術振興会規約

(名称)

第1条 この会は、有明広域産業技術振興会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、経済的に密接なつながりのある大牟田市、柳川市、大川市、みやま市、荒尾市、南関町及び長洲町（以下「有明広域圏」という）における産官と独立行政法人国立高等専門学校機構 有明工業高等専門学校（以下「有明高専」という）との交流事業を実施し、有明広域圏の産官学の連携・協力の推進を図り、もって地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 産学官の交流に関する事業
- (2) 技術相談、共同研究開発等の地域企業の技術振興に関する事業
- (3) 有明高専と地域企業等との交流に関する事業
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する者（以下「会員」という。）をもって組織し、会員の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般会員 本会の目的に賛同する有明広域圏の個人又は企業及び本会の目的に賛同し、地域産業の振興に特に寄与すると認められる有明広域圏外の個人又は企業（法人であるものについては、当該法人の代表者が推薦する者とする。）
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する行政機関、団体等
- (3) 特別会員 前2号のほか、本会の運営上特に必要と認められる団体又は個人（学識経験者等）

2 本会に入会しようとする者は、別紙入会申込書を会長に提出し、その承認を得るものとする。

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以内
- (3) 理事 若干人
- (4) 監事 2人

(役員を選任及び任期)

第6条 理事は、総会において会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

3 監事は、会員の中から会長が委嘱する。

4 役員任期は、2年以内とし、再任を妨げない。なお、任期満了後であっても後任者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

5 役員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、必要に応じて会務を分担する。

4 監事は、会計事務を監査する。

(顧問)

第8条 本会に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じて本会の運営状況について報告を受けるとともに、会長の諮問に応じる。

4 顧問は、総会及び役員会に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。但し、円滑な事業運営等に必要な詳細な事項については、会長が企画運営部会に諮り決めるものとする。

2 総会及び役員会は、会長が召集し、その議長となる。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は年1回、臨時総会は会長が必要があると認めるときに、これを開催する。

3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 本会の事業計画及び予算

(2) 本会の事業報告及び決算

(3) 規約の制定及び改廃

(4) その他本会の事業の推進、運営等に関する重要な事項

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要があると認めるときに開催する。

2 役員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 本会の事業の企画運営に関する事項

(2) その他本会の運営に関し、必要と認められる基本的な事項

3 会長は、必要に応じて役員以外の者の出席を求めることができる。

(企画運営部会)

第12条 会長は、第3条の事業達成を図り円滑な事業運営を行うため、必要と認めるときは、企画運営部会を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、会員の中から会長が指名し、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 本会の円滑な事業運営に関し、必要と認められる具体的、実践的な事項

(2) その他本会の企画運営に関し、必要と認められる具体的な事項

(会費)

第13条 一般会員の年会費は、1口1万円とし、2口以上とする。

2 賛助会員の年賛助会費は、1口1万円とし、1口以上とする。

3 特別会員は、会費等の負担義務がないものとする。

4 事業年度中途の入会の場合は1年分の会費を納入するものとし、退会による既納の会費は払い戻さないものとする。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、賛助会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 事業に伴う臨時経費は、必要に応じて別途徴収することができる。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、大牟田市産業活性化推進協議会事務局内に置く。

(連絡所)

第17条 有明高専と事務局との連絡を密にするため、有明高専内に連絡所を置く。

(補足)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この規約は、平成11年7月15日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。

付 則

この規約は、平成19年6月7日から施行する。

付 則

この規約は、令和8年6月4日から施行する。